

保護者各位

板橋区教育委員会事務局 地域教育力推進課長
諸橋 達昭 (公印省略)

利用自粛に伴うあいキッズ利用料の減額の手続きについて (詳細)

平素から、板橋区あいキッズ事業にご協力いただき誠にありがとうございます。
新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、あいキッズの利用の制限を受けた方、及び自粛をしていただいた方の利用料の減額の取扱いについて、下記のとおりお知らせします。

記

1 あいキッズ利用料の減額実施概要

対象月	令和 2 年 3 月分、4 月分の利用料 なお、減額の対象月をさらに延長する場合は、決定次第ホームページ等でお知らせします。
対象者	きらきらタイム登録 A 区分・B 区分の方 C・D 区分は無料のため、S 区分は日額のため除外します。
減 額 条 件	・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための利用制限により、利用できなかった方 利用料は徴収しません。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、利用を自粛された方 利用料を日割りで計算します。

2 利用料の計算方法

減額後の利用料 = 月額利用料 × 利用日数 ÷ 当月平日開所日数

※利用日数は、各あいキッズより出席簿をもとに報告があった日数となります。

※当月平日開所日数は、各月の月曜日～金曜日の祝日を除いたあいキッズ運営日となります。

3 月は 21 日間 4 月は 21 日間

※同一月中に 1 日も利用しなかった場合は、当該月は無料 (0 円) となります。

例) 月額利用料 **2,700 円** の児童が、同一月中に **6 日間** 利用自粛をした場合

減額後の利用料 **2,700 円** × (21 日 - **6 日**) ÷ 21 日 = 1,928 円

- ・ 1 円未満切捨て。
- ・ 利用時間が短い場合でも、利用した場合は 1 日利用した扱いとなります。
- ・ 月の途中で区分を変更した場合は、利用料の高い方で計算します。

3 利用料の減額の手続き

(1) 同一月中に 1 日も利用しなかった場合 (無料)

① 3 月分について

- ・ 利用制限により利用できなかった学年につきましては、保護者様からの手続きは必要ありません。
- ・ 利用可能であった学年につきましても、3 月利用分は地域教育力推進課が各あいキッズへ確認を行いますので、保護者様からの手続きは必要ありません。
- ・ 3 月分の利用料は 4 月 30 日 (木) 口座振替されるところ、これを停止することにより無料とします。

裏面に続きます

② 4月分について

- ・4月に利用する予定がない方は、「あいキッズ利用休止届」の提出をお願いします。これにより、利用しない事を確認し、3月分と同様の手続きにより無料とします。なお、納付書払いによる方は、納付書を送付しないことにより、無料とします。

提出物	「あいキッズ利用休止届」 書式は、各あいキッズ・地域教育力推進課窓口・ホームページより取得可能です。 《ホームページ掲載場所》 トップページ⇒板橋区教育委員会⇒あいキッズ事業⇒令和2年度 あいキッズきらきらタイム利用申請書類⇒あいキッズ利用休止届
提出期限	<u>4月分：令和2年5月15日（金）</u>
提出先	各あいキッズへご提出ください。 あいキッズへの持参が困難な場合には、郵送でも受付します。 地域教育力推進課あいキッズ係の窓口でも受け付けします（郵送可）。 FAXにて送付をご希望される方は、あいキッズ係にご連絡ください。

(2) 同一个月内に1日以上利用した場合（減額）

① 3月分について

- ・各あいキッズから利用をした日数の報告を受け、日割り利用料を決定します。保護者様の手続きは必要ありません。
- ・減額の方法は、4月30日（木）に指定口座より一旦全額の口座振替を行ったうえで、日割りにて計算した利用料との差額を、後日還付します。なお、還付は、5月下旬以降を予定しています。
- ・納付書払いによる方は、4月23日（木）に減額後の金額の納付書を送付する予定です。お手元に納付書が届きましたら、金融機関等で納付してください。

② 4月分について

- ・各あいキッズから利用をした日数の報告を受け、日割り利用料を決定します。保護者様の手続きは必要ありません。
- ・減額の方法は、6月1日（月）に指定口座より一旦全額の口座振替を行ったうえで、日割りにて計算した利用料との差額を、翌月以降の利用料に充当します。
※6月1日（月）は、5月分の利用料も併せて口座振替をする予定です。

4 減額した利用料の通知

減額後の利用料の決定通知時期・方法は、以下のとおりです。利用可能対象者のうち「**利用料が減額になる方（無料を含む）のみ通知します。**減額後の利用料の通知時期・返還方法は以下の通りです。

3月分利用料	【通知時期】 5月中旬～6月上旬 【返還方法】 還付（令和元年度の利用料に未納がある場合は充当いたします）。
4月分利用料	【通知時期】 充当する際に通知 【返還方法】 6月以降の利用料に充当

5 土曜日利用（S区分登録のある方）について

緊急事態宣言の自粛要請期間（4/7～5/6）は、予定ではなく実際に利用した実績で利用料を決定し、翌月末に利用料を指定口座より口座振替します。事前に提出いただいた予定に基づいては、利用料を口座振替しません。

【お問い合わせ先】板橋区役所 地域教育力推進課あいキッズ係

〒173-8501 板橋区板橋二丁目 66 番 1 号 Tel.3579-2637